○小城市下水道事業推進委員会条例

参考資料

平成17年3月1日

条例第163号

改正 平成21年 5 月 29 日条例第14号 平成25年 7 月 1 日条例第14号 令和 4 年 3 月25 日条例第 5 号

注 令和4年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 下水道事業を総合的かつ計画的に推進するとともに、生活環境 の向上及び公共用水域の水質保全を促進するため、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小城市下水道事 業推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この条例において「下水道」とは、次に掲げる事業をいう。
 - (1) 公共下水道
 - (2) 特定環境保全公共下水道
 - (3) 農業集落排水施設
 - (4) 市営浄化槽

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 下水道の施策の推進に関する事項
 - (2) 下水道の啓発及び普及に関する事項
 - (3) 下水道の運営に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、下水道の推進に関する事項 (令4条例5・一部改正)

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公的団体又は機関からの推薦による者
 - (2) 受益者を代表する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (令4条例5・一部改正)

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(令4条例5·一部改正)

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長 の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員会に関係者を出席させ意見を聴き、又は資料等を提出させることができる。

(報告)

第8条 委員会は、第3条の調査審議の内容及び結果について、その都

度市長に報告する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部下水道課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償については、小城市特別職の職員で 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年小城市条例 第34号)に定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。 附 則 (平成21年5月29日条例第14号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。 附 則 (平成25年7月1日条例第14号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。